

初期毛沢東の自治運動論

——その論理と心理と倫理——

中 前 吾 郎

- 一 はじめに
- 二 五四・駆張・自治
- 三 「湖南共和国」論
- 四 湖南憲法制定運動
- 五 おわりに

一 はじめに

啓蒙主義に対抗する運動、ロマン主義は近代的合理主義のもつ普遍性にかえて特殊性ないし独自性を強調することで逆に近代的ナショナリズムに理論的基盤を与えた。いいかえればそれは、もうひとつの近代を提示することで近代を超越せ

んとする運動であつた。⁽¹⁾新興ブルジョアジーをその担い手とする西洋のナショナリズムは本来世界的であるはず資本の論理によつて帝国主義的政策の競争状態を市場・中国において現出せしめたが、洋務・变法運動という復古の改革でこれに対応した中国のナショナリズムは、西洋ナショナリズムとは対照的に、はじめ特権的支配層をその担い手とした。この上からの改革が清朝の保守勢力に押しつぶされ、辛亥革命後には袁世凱の皇帝即位、袁世凱死後も軍閥割拠の国内的混乱状態、と旧政治体制の変革は上からではなされえずして却つて下からの革命が要請されてくるのが中国ナショナリズムの特徴である。⁽²⁾ナショナリズムとレヴオリューションとの結合は西洋とは異なる特殊中国的なロマン主義——進歩的ロマン

主義を毛沢東という歴史的個体において発生させよう。

「大一統」の儒教的理想にもとづき高德の天子が徳による教化を天下に及ぼす文化的世界主義の理念をもつ伝統中国は、西洋の衝撃によつて外側からその体制を揺り動かされるや、内側からも文化的世界主義の理念に対する異議申し立てが始まる。すなわち、伝統中国の集権的体制に対する分権——清末民初における地方主義また一九二〇年以後の「連省自治」の主張である。⁶⁴ 本稿の目的は、五四運動以後、駆張運動から自治運動、そして憲法制定運動へと展開した湖南における初期毛沢東の自治運動論について、とくにその「湖南共和国」建設の主張を成り立たせる論理と心理と倫理の三つの側面から考察することによつて、毛沢東の思想的立場の一契機として内在するリアリズムの獲得過程を明らかにすることにある。

二 五四・駆張・自治

北京での五四運動発生の状況について北京学生連合会から派遣された鄧中夏ら二人の学生を通じて連絡を受けた毛沢東は五月二三日、蔣竹如、陳書農、張国基ら新民学会会員と、北京の学生たちの反帝愛国運動に呼応・一致した行動を起こすべく協議し、長沙各校の代表による会合を二五日楚恰小学

において開くよう決定した。⁶⁵ 當日集まった各校代表二十余人の中には、新たに新民学会会員となる商業専門学校の彭瑛と易礼容、明德中学の唐耀章、湘雅医学専門学校の季振翮、周南女校の魏璧と勞君展らが含まれている。⁶⁶ ここで新しく湖南学生連合会の成立が決定され二八日正式に成立(夏正猷)会長、彭瑛副会長、まもなく会長、新民学会をその骨幹とする湖南学連は六月三日から授業ボイコットの学生ストによる反帝愛国運動を推進し、また日本商品ボイコット運動を展開することとなる。⁶⁷ 毛沢東は湖南学連の構成員ではなかったが、「この戦斗性に富んだ新しい学生組織の実際の指導者」であった。

毛沢東は反帝反封建にかかわる言論として、学連機関誌『湘江評論』では(七月一四日―八月四日)パリ講和会議をめぐる国際関係について、また湖南『大公報』では(十一月一日―二八日)趙女士自殺事件をめぐる婚姻制度について、とくに集中的に評論活動を行なっているが、八月には日本商品焼却デモ(七月七日)など運動の高潮を主導していた湖南学連が湖南省督軍兼省長の張敬堯によつて解散させられ、『湘江評論』も刊行禁止、発刊直前の第五号が没収される事態となった。ここに至つて湖南学連は張敬堯駆逐の活動を開始することになる。すなわち八月二〇日湖南学連は張敬堯に対する抗議の声明を表わして「駆張の先声」⁶⁸を発した。九月中旬毛沢東は学連の幹部を集め、北洋軍閥の内訌は駆張の大好機

であり、湖南の学生は駆張の主力とならねばならない」と指摘した。十一月一六日湖南学連は再建され（徐慶普会長、張国基副会長）、一二月二日に第二回目の日本商品焼却デモを挙行。このデモ隊が張敬堯の弟張敬湯指揮下の武装隊によつて多数の負傷者を出す結果をともなつて解散させられるや、駆張運動は湖南人民の間に広がつた。かくて、湖南の五四運動は具体的な駆張運動へと「継承」される。

とはいえ、駆張運動に対して教師や学生の間には懐疑的な意見がなかつたわけではない。そこで毛沢東は、各校学生の代表会を開き、「張敬堯に反対する斗争は帝国主義に反対し、売国政府、封建軍閥に反対する斗争であり、つまり今ここの具体的な愛国行動である」と、反帝反封建闘争としての駆張運動の意義を説いてもいる。しかしさらに、新民学会内部でも駆張運動に対して懐疑的な意見はあつた。たとえば、「我々はすでに世界主義と根本改造を信じたからには目前の小問題、小事実を顧みることがない、『駆張』は必要ない」という陳紹休の立場である。また、留仏勤工儉学運動によつて會員の多数が国外に出ていることとあわせて国内における駆張運動の推進のために、「会務の停頓は一年の久しきに至り」、「パリの会友は長沙の挙動に対して頗る諷言あり」という状態であつた。

駆張運動から自治運動へと至る毛沢東の思想的立場につい

ては、中国国内の近年の研究においても「世界觀の転変」問題という視角から、「革命の中心から逸脱する傾向」があるとみるもの、「新民主主義の範疇に属する」とみるもの、ブルジョア民主革命の枠内で「民主と人権を争う運動」を行なつたとみるものなど評価は分かれている。毛沢東自身は陳紹休の立場に対して次のように自己の立場を弁明していた。「『駆張』運動や自治運動なども根本改造に到達する一種の手段であり、『目前の環境』に対する最も経済的で最も有効な一種の手段である」と。ここには、現実の政治状況を前提にして運動を有効に進めようとする毛沢東のリアリズムがあるろう。毛沢東にとつて駆張運動と自治運動は、「根本改造」という目的のため必要な、かつ「目前の環境」に対して有効な「手段」であり、反帝反封建という五四の課題をひきつゞ運動なのであつた。

二月六日湖南学連は「張敬堯一日湖南を去らざれば学生一日として学校に帰らず」との声明を発し授業ボイコットの学生ストを開始する。同日、毛沢東は駆張請願団を率いて長沙を離れ、一八日北京着。二二日平民通信社（毛沢東社長）を組織し、張敬堯の罪惡と駆張運動の消息について北京・天津・上海・武漢の各紙に原稿を送付し、駆張の宣伝活動を行なうとともに、北京政府に対して請願活動を行なつた。

たとえば、二七日總統府・國務院・外交部・財政部・農商

部に対して、張敬堯に取り入って湖南鈔務局長になった張榮楨が水口山白鉛精練工場の共同出資経営という名目で借款を受ける約束をしているのは、第一に不均等な出資の在り方が主権を侵すものであり専売権を付与し価格を固定化する、第二に精練権、採鈔権をも引き渡すことになる、第三に「一省最大の鈔業権を犠牲にして一、二の貪官汚史の欲望を満たすものであり、事前にまったく湖南人のあずかり聞くところではなかった」という理由から反対であるとして、張敬堯へ通電して契約を取り消させ、あわせて張榮楨を免職させるよう湖南旅京公民の連名で請願している。⁽¹⁹⁾ また三十一日には國務院総理に対して、密かに阿片を奉天から湖南に運び入れようとしていた張敬堯の計画が二四日武昌付近で発覚したことに關連して、湘督の張敬堯は湘に至りて以来、民意を治めず、種々の非行は言を尽くすことができない。その流毒の最大なるものを言えば阿片である」、「湖南督軍張敬堯の免職を正式に宣布し、法廷に手渡しして法律によって処置し、全国の法によって湘民を救う」よう大總統に上呈することを湖南旅京公民の連名で請願している。⁽²⁰⁾

翌一九二〇年一月一九日の『民国日報』には湖南各界公民の連名で毛沢東らが北京政府に対して張敬堯の十大罪業を告発しその罷免を請願したことが報道されている。⁽²¹⁾ それによれば張敬堯は、①軍隊を横行させて農商業は成り立たず、②現

金吸収、市場操作によって金融を枯塞させ、③鈔山業など外国に売り渡して公私の産業は回復の望みなく、④阿片の害毒を流して国体を毀傷し、⑤教育經費の削減、教員の棒給停止など学校運営を破壊し、⑥みずから刑律を犯して公民を暗殺し、⑦『大公報』『湘江評論』など停刊させて言論の自由を弾圧し、⑧塩価を高騰させ塩法を破壊し、⑨軍費・軍米供出を強制し田賦を増し、⑩省議會改選を偽造し民間団体の省教育会を破壊した。これら張敬堯の罪業を理由に湖南各界公民は、張督一日湘を去らざれば湘民一日として命を托するところなし。政府いやしくもなお湘省をみて中華民國の土となし湘民をみて中華民國の民となさば則ち暴を去らしめ民を救はん。職責もとよりおのずから在るあり」と、驅張を政府の職責に帰していた。

しかし、北京政府に対する驅張請願は奏効せず督軍兼省長張敬堯の解任はなかなか実現されなかった。こうした中、驅張運動は湖南の自治運動へより主体的な運動を求める方向へ展開していった。⁽²²⁾ 彭璜らが上海に組織した湖南改造促成会起草の『湖南建設問題条件商榷』を受け取った毛沢東は、三月一二日の黎錦熙宛書簡にこれを付して意見を求めている。⁽²³⁾

『湖南建設問題条件商榷』は督軍の廃止など軍政とともに銀行の民営化など財政、また教育の独立、自治の建設、交通の便益や人民の権利保障といった「民治」にかかわる条件を逐

条的に提言していた。「根本解決」を説いていた黎錦熙に対して毛沢東は、このような各条件が「次貨」であり大した益のないことを一応認めつつも中国の現状からすれば実は「上貨」であると評価し、またこの「次貨」すら実行できないようでは濟まない旨を伝えていた。毛沢東は「吾が湘を将来つまるどころどのように改革すべきかはもとより分からない」と述べてはいるが、「湖南は中国内の一省であつて、もし将来局勢がかわつて、その地位がアメリカの『州』やドイツの『邦』のようにならなければ、独立を打ち建てることは容易ではない」と述べている。したがつて毛沢東はアメリカやドイツの歴史的經驗を念頭におきつつ具体的に湖南の独立そして「民治」を獲得する運動へと傾いていたと言えよう。毛沢東は四月一日北京を離れ、五月五日上海着。自治にかかわる言論活動を行なつた。

直皖戦争によつて劣勢にたつた皖系の張敬堯は六月一日湖南から逃走。同日、「湖南人はもう一步進もう」⁽²⁵⁾において毛沢東は、「驅張運動はどうやら間もなく完結しようとしている。湖南人はもう一步進めて「廢督運動」に努力しなければならぬ」と述べ、単に張敬堯一人の督軍を驅逐する驅張運動から督軍自体を廢止する「廢督運動」へと運動のさらなる展開を呼びかけている。ここで毛沢東は、「私の觀察によれば、中国民治の總建設は二〇年以内には完全に望みがない。二〇

年はただ準備期である。準備というのとはほかならず、ただ一省一省の人民が各自まず整理解決（廢督裁兵、教育実業）に向かうことにのみある。もし今回湖南人が先頭を切れば、陝西、福建、西川、安徽等の同じ状況にある省がその後につき、一〇数年二〇年後には合して全国的な總解決が得られる」と述べている。二〇年間は「中国民治の總建設」「全国的な總解決」が不可能であり準備期として各省人民が「整理解決」する段階と見る、この状況認識は毛沢東のこれ以後の発言に一貫して流れる論理である。

一七日には湘軍總司令の譚延闓が長沙にもどり督軍兼省長となるといった状況の中、『湖南建設問題条件商榷』が六月四日毛沢東・彭璜らによつて起草されたと推定される『湖南改造促成会發起宣言』とともに公開される。「宣言」は、「ひとり張敬堯が去つても百の張敬堯がまさにとりまき来たらんとうかがつてゐる」状況を示した上で「督軍一日除かれざれば湖南の乱象は一日として止まず」と、驅張運動から廢督運動への展開が湖南建設の問題として必要であることを説いている。また、「現今の国内問題を見れば、種々の特殊勢力に牽かれていて全面解決の勢を急になすことはできない。實際にしたがうべき途徑を求めればやはり一つの地方の群衆が先倡となることにある」と、中国全体の全面解決の前に一地方の問題に一般の民衆がまず取り組むことを提起している。そ

して、「吾人の湘事に対するに、『去張』を以て第一歩となし、『張去つて後どのように建設するか』を以て第二歩となす」として、「武力の推倒」「民治の実行」を二大綱領とする『湖南建設問題条件商榷』の提示した各条件について湖南人の同意を求めている。全面解決の前段階としてまず地方問題つまり廃督と民治に取り組むことを提唱している点で、「宣言」は毛沢東の論理にしたがっている。なお、「宣言」は「理想湖南」のモデルとしてスイスをあげている。

また毛沢東が書いたと推定される二三日「湖南改造促成会が曾毅に返す書」⁽²⁾においては、「今後の要義は、消極方面は廃督裁兵、積極方面は民治建設にこしたことはない。現状を觀察すれば、中国は二〇年以内に民治の総建設の望みはない。この期間には湖南に最も良いのは境域を守つて自治を行ない、湖南を桃源とするよう計画し、外になお他省や中央があるのを知らず、百年前の北米諸州の中の一州のように自ら処す」ことであると述べられている。また、そのような湖南のとるべき立場が「湖南は湖南人の湖南である」「湘人自決主義」「モンロー主義」と表現されている。中国全体の「民治の総建設」が不可能な二〇年間にはアメリカ合衆国の州をモデルにした湖南の自治を建設するよう構想している点で、これは毛沢東の論理にしたがっている。こうして駆張運動は廃督運動へ、さらに民治建設つまり湖南自治運動へと展開していつ

た。

その際、モデルとされているのは字義通りに取るならば一〇〇年前つまり一八二〇年のアメリカ合衆国であり、またモンロー主義（一八二三年）への着目という点をあわせて考えると、毛沢東は一八二〇年前後のアメリカ合衆国の歴史的経緯に関心を抱いていたと思われる。一八二〇年は、ミズーリ州の連邦加入をめぐる南北間の対立要因となった奴隷制の問題に対してミズーリ協定が妥協案として承認された年であるが、南北側の対立はなおつづき、やがて反奴隷主義者リンカーンの大統領当選を機に南部諸州が連邦を脱退、強力な州権を憲法で認める国家連合的な南部連合国を結成する。南北戦争の終結によって連邦の統一は維持されるが、毛沢東が「外になお他省や中央があるのを知らず、百年前の北米諸州の中の一州のように自ら処す」と述べているのは、本来国家連合から出発したアメリカ合衆国の連邦国家としての統一性よりもむしろ連邦分裂にもつながるほどの州権論への着眼によるものであったのではあるまいか。また同時期（一八二〇年前後）のドイツやスイスに目を転ずれば、一八一五年にそれぞれ成立した「ドイツ連邦」やスイス「連邦協約」も国家連合を意味していた。毛沢東の場合それは「湖南共和国」論としてあらわれることになる。

三 「湖南共和国」論

一九二〇年九月三日湖南『大公報』掲載の「湖南建設の根本問題——湖南共和国」⁽²⁸⁾において毛沢東は、「私は『大中華民国』に反対する。私は『湖南共和国』を主張する」と、辛亥革命の成果に対抗する「湖南共和国」論を提起した。この「湖南共和国」論の生まれる背景には、国際的には「帝國主義」が「自国の弱小民族を抑圧し、海外の植民地を争奪」、国内的には「九年の偽共和の大戦乱」と見る毛沢東の國際・国内両面の政治状況認識がある。とはいえ毛沢東は、この状況の発生原因を「帝國の罪」「大國の罪」に帰しつつも「根本をいえば人民の罪である」とも述べている。というのは他方で、「世界主義の平民天下」となったロシアや「民族自決」によって独立を果たした諸国の存在が「大國の迷夢を打破した」というもうひとつの國際的政治状況認識があるからである。そこで毛沢東は、ひるがえって中国の場合には、「全国的な總建設はある期間のあいだ完全に望みがない」ため「各省人民自決主義」によって、「二十二行省三特區兩藩地」がそれぞれ「分かれて二十七国になるのが最もよい」と述べ、その一国として湖南の場合には、「三千万人のひとりひとりが目覚めるべき」は「自決自治」によって「湖南共和国」を建設すること

であり、「全世界の解放民族との協力を図る」ことが「湖南を救い中国を救う」方法であると主張している。

したがって、「全国的な總建設」が当面不可能であるがゆえの「湖南共和国」提唱の論理には、國際・国内両面の政治状況について湖南人の覚醒を期待する毛沢東の心理と、解放民族との世界的協力によって「湖南共和国」の存在理由を弁証する毛沢東の倫理とが内包されている。それゆえ、「湖南共和国」論自体の成立可能性もまた、「目覚めるべき」湖南人に期待する毛沢東の心理と、「解放民族との協力を図る」毛沢東の倫理との関係によって決まろう。つまり、論理と心理と倫理のいわば政治の三理のアマルガム、これが「湖南共和国」の政治学的透視像である。

「湖南共和国」を提唱した際に「今日は発端であつて余りは明日以後に討論を継続する」と述べているように、毛沢東はひきつづき九月五日、六日、七日にも「湖南共和国」論を敷衍している。五日「基礎のない大中国を打破し多くの中国を建設することを湖南から始めよう」⁽²⁹⁾において毛沢東は、四千年來の大中国には基礎がないから中国はない。中国があるとしても「形式の中国」であつて「實際の中国」はないと述べている。毛沢東によれば、政治組織の基礎は社会組織、大國家の基礎は小地方、国民全体の基礎は国民個人である。「例えばレーニンが百万の黨員によって平民革命の空前の大業を

うち建て、反革命党を掃蕩し、上中階級を洗い流したのは、主義（ボルシェヴィズム）と時期（ロシアの敗戦）があつて、準備があり、まことに頼るべき党衆がある」からであるが、中国の場合には「徹底的な総革命があるなら私も賛成するが駄目だろう」という革命に対する状況認識を毛沢東は示している。おそらくそれは、政治組織・大国家・国民全体を下から支えるべき社会組織・小地方・国民個人の中国における不在を意味しているのであろう。そこで毛沢東は、二十七日の

「小中国」建設をまず湖南から始めるよう主張している。

六日「『湖南モンロー主義』に絶対賛成する。」⁽²⁰⁾において毛沢東は、前日五日に兼公の提唱したモンロー主義の三つの条件（「我々は我々がみずからなすべき事をなすよう専心する」「我々は絶対に他人の事に干渉しない」「他人が我々の事に干渉するのを絶対に許さない」⁽²¹⁾）というの「最大多数の人民」（農民・労働者・商人・学生・老人・子供）の心理に合致しているけれども、「公民総投票」を行なう場合には投票箱の監督者を「最大多数党」が握らなければ「原案打消」になると警告している。例えば、譚延闓省長の発した「援粵」電報に示された「粵人治粵」論が「最大多数の人民」自身から出されたものではないことを指摘し、「仮にもし本当に援粵が必要ならば総投票しなければならぬと私は主張する」と述べている。したがって毛沢東は、人民による現実的な権力掌握（こ

の場合には「総投票」と投票箱の監督）を湖南モンロー主義の条件として考えていたのであろう。

六日、七日連載の「湖南が中国の累を受けたことを歴史および現状から証明する」⁽²²⁾において毛沢東は、中国の中で湖南は、楚国（周代）―長沙国（漢代）―節度使の地（唐代）―荆湖南道（宋代）―行省（元明清代）と、歴史的に「非自立非自治」、「被治の奴隷」の地位に置かれてきたことを説き、「湖南の歴史はただ暗黒の歴史であり、湖南の文明はただ灰色の文明であつた」と述べている。そして、「中国の維新は湖南が最も早かつた」にもかかわらず「民国が成立して分権論は集権論に勝てず」、（湯鄉銘・傅良佐・張敬堯によつて）「九年間に三度征服された」と述べている。かくて、「湖南は中国の累を受け、その自然な発展を遂げることができなかった」。しかし現在は「機会が訪れた」と毛沢東は言う。毛沢東によれば、全中国に政府のない乱れに乱れた状態が少なくとも七、八年はつづくけれども、「武人・官僚の割拠壟断」から「各省人民の各省自決」へと変わる「新現象」が必ずや発生する。各省の人民が自由を競い合つて湘人自決・粵人自決・川人自決から直人自決・奉人自決へと至るのは「必至の勢」である。そうして一〇年ないし二〇年後には「徹底的な総革命」が起ると毛沢東は予測している。そこで毛沢東は、湖南人がまず「湖南共和国」を目標にして「二十七の小中国」のさきがけ

となるよう努力しなければならぬと主張している。湖南の占める地位を歴史と現状から説明する毛沢東のこの「湖南共和国」論には「湖南ナショナリズム」⁽³³⁾とも呼ぶべき湖南の独自性の強調がある。

以上のように毛沢東は、「徹底的な総革命」発生以前の国内的混乱状況においては、基礎のない大中国にかえて小中国の建設を構想し——論理——、人民の心理と合致した湖南モンロー主義に賛意を表明すると同時に人民による権力掌握の必要性を指摘し——心理——、「徹底的な総革命」の前段階として「各省人民の各省自決」に向けた努力を湖南人に要請している——倫理——。このように、「湖南共和国」についての毛沢東の主張には論理と心理と倫理のアマルガムが政治学的に透視できようが、国際的な「民族自決」になぞらえて各省の「自決自決」すなわち「各省人民の各省自決」を説く毛沢東の倫理はさしあたり「湖南共和国」を内に含む中国国内を対象としている。

ところで、毛沢東の「湖南共和国」論（および「二十七の小中国」論）については、これを湖南独立論とみるか連邦制中国論（したがって統一中国論）とみるかで我が国では学説が大きく二つに分かれている。「湖南独立論」説の場合、中国各省の独立は連邦化による中国の国家的統一をとびこえて世界の「大同」化に至るものと解釈される⁽³⁴⁾。他方、「連邦制中国

論」説の場合には、「二十七の小中国」化をへて将来的に国家的統一を構想するものと解釈される⁽³⁵⁾。がしかし、毛沢東の「湖南共和国」論（および「二十七の小中国」論）は国家結合の在り方としては連邦国家 federation ではなく国家連合 confederation を構想するものではあるまいか。たしかに毛沢東は世界の解放民族との協力を説く世界的な視野を有しているけれども、湖南『大公報』掲載の一連の論説においては世界大同の理想を明言しておらず、その「徹底的な総革命」という言葉も中国国内のことを指して使われている。とはいえ、毛沢東は明確に大中国を否定しており、その「二十七の小中国」論は連邦化による国家的統一を直接に意味するものでもない。それぞれに独立した「二十七の小中国」がなお中国国内でまとまりを保持するものであるとすれば、それは毛沢東が国家連合原理による国家結合を構想していたからである⁽³⁶⁾。

たとえば、一〇月三日『全自治』と『半自治』⁽³⁷⁾において毛沢東は、「『国』の要素は土地、人民、主権であり、主権がもつとも要素中の主要素である」と国家の三要素について述べた後につづけて、「湖南人にはみずから自己の事を処理する完全な主権がなく、長らく我を益すること少なく我を損なうこと多い中央や隣省に侵奪されてきた」と述べている。したがって毛沢東の「湖南共和国」論は主権国家としての湖南独

立(すなわち毛沢東の言う「全自治」)を求めるものであろう。⁽⁹⁸⁾この主権の有無こそは国家連合原理と連邦国家原理とを分かつ重要なメルクマールにはかならない。そして、「二〇年以内」に中国の総組織ができることには総じて疑いを抱いている。毛沢東は、この時点では明確に、「私は呉佩孚の国民大会のみならず梁啓超の国民制憲に反対である。と同時にさらに南北の和議に大々的に反対する」と中国の国家的統一には反対していた。

「湖南独立論」説と「連邦制中国論」説とが対立するもうひとつの論点に、同時期に湖南「大公報」に掲載された彭璜や張文亮による「湖南国」建設論と毛沢東の「湖南共和国」論との関係をどう捉えるかという問題がある。彭璜や張文亮は明確に世界大同の理想を目標とし中国の国家的統一を否定する立場から「湖南国」の建設を主張していた。すなわち、彭璜は、平民の真正の幸福は「世界大同し、国際政府を建設し、我々が五洲の百国を合して一つの大国にすること」、「地方自治を完全ならしめることにある」、「小国建設——完全地方自治と、世界大同——国際政府設立とはひとつの事の両方面の進行法である」と述べ、張文亮は「私が『湖南国』を建設するのに反対しないのは、それが我々の最高の理想である、『大同世界』を実現する一種の手段と認めるからである」と述べている。⁽¹⁰⁾ここには、「大地にむかつてひきつけられる」と同時に

「祖国である天国にむかつて投げあげられる」ロマン主義的人間像がある。⁽¹⁰⁾これら彭璜・張文亮による世界大同の理想と結びついた「湖南国」建設論と毛沢東の「湖南共和国」論とを、「湖南独立論」説は同じ思想的立場に立つものと捉えて、「連邦制中国論」説は異なる思想的立場に立つものと捉えている。⁽¹⁰⁾

一月二五日付の向警予宛書簡⁽¹¹⁾において毛沢東は、「弟と蔭柏(毛沢東と彭璜を指す——筆者)等は、湖南が自立して国となり、是非とも不進化の北方各省や情勢が異なる南方各省とは離れて、空洞にして組織のない大中国を打破し、直接に世界の覚悟ある民族と手を携えることを主張したけれども、知る者は絶えて少なかった」と述べている。したがって毛沢東自身の認識では、毛沢東と彭璜とは共通の倫理によって湖南建国を計画していたものと思われる。また、同じく一月二五日付の張国基宛書簡⁽¹²⁾において毛沢東は、「人を損ね己れを利する」植民政策ではなく、「自己のよきことを願ひ、また他人のよきことを願う、実のところ皆よきことを願う主義」である。「世界主義」を採るべきであり、「世界大同は必ず各地の民族自決を基とする」と述べている。したがって毛沢東は、世界大同に至る当面の手段として「湖南国」建設を主張する彭璜や張文亮と共通の倫理によって「湖南共和国」論を展開していたものと思われる。

思想史的に見るならばここには、『春秋公羊伝』隠公元年の条を典拠とする「大一統」ではなく、『礼記』礼運篇を典拠とする「大同」思想にもとづく理想世界の追求があろう。また毛沢東は、二月一日付の蔡和森宛書簡において、「この世界主義は四海同胞主義であり、自己のよきことを願う他人のよきことを願う主義であり、つまりいわゆる社会主義である」と述べている。⁽⁴⁶⁾したがってこれは、儒教によって天下を王化する文化的世界主義ではなく、社会主義による世界革命をめざす政治的世界主義の立場であるが、「大同」という儒教的理想によって新しい世界主義つまり政治的世界主義を語る、この毛沢東の思想的立場は進歩的ロマン主義と呼ぶことができる⁽⁴⁷⁾よう。

がしかし、毛沢東は「世界主義」「世界大同」の理想について私的な書簡において述べているのであつて、湖南『大公報』に掲載された公開の文章においては明言していない。中国全体の国家的統一という枠組を否定する「湖南国」建設論は当時の各自治論の中にあつては少数派に位置していた。⁽⁴⁸⁾すなわち、中華民国という単一国家の下での地方自治論と、連邦国家の下での自治つまり連省自治論という対立に加え、弱小軍閥の保険⁽⁴⁹⁾的意味合いをもつ土着軍閥の「湘人治湘」論⁽⁵⁰⁾がからまり、自治をめぐる議論は複雑さを増していた。したがって、自治についての理論的な錯綜をのりこえ現実政治におい

て自治（毛沢東の言う「全自治」）を有効ならしめるためには、理論的な徹底性よりもむしろ、「相対的妥協」⁽⁵¹⁾の範囲内でのことではあろうが、妥協が必要となつてこよう。毛沢東が「世界大同」を公言しない理由には現実政治における運動のリアリズムがあるように思われる。そして毛沢東は、九月二十六日「湖南自治運動」を起こすべきである⁽⁵²⁾において、「どんなことにせよ、『理論』があつても続いて『運動』が起こらなければ、この理論の目的は実現できない」、「現在欠けているのは実際の運動だけである」と述べているように、実際の運動の方に多く関心を持っていた。⁽⁵³⁾つまり、「湖南共和国論」を成り立たせる倫理的側面は毛沢東自身によつて切り崩されていたのである。

四 湖南憲法定運動

この『湖南自治運動』を起こすべきである⁽⁵⁴⁾において毛沢東は、「湖南自治運動は『民』によつて起こされるべきである」と述べている。これより先、九月一三日省長譚延闓は省議員を含む在省各界の要人三〇数名を召集して自治会議を開き、自治法案の提出について協議させたが、省議会も一五日に協議会を開き、省政府主導の自治法起草委員会には加入しない方針を譚省長に通告したため、結局二三日譚省長は省議会が

憲法會議組織法を制定し制憲會議を召集するよう決定していた。このような人民不在の憲法制定の動きに対しては新聞界から強い批判があり、毛沢東も憲法制定運動の主体は人民であるべきことを表明したのである。

つづいて二七日「釈疑」^(註)において毛沢東は、「政治は特殊階級の事」であるとする疑いに対して、「大戦ののち政治は位を易え法律は観を改めた」、「以後の政治・法律は長衣を着た先生がたの頭の中にそなわっているのではなく、労働者たち農民たちの頭の中にそなわっているのである」と、第一次世界大戦後の政治の主役は人民であることを説いている。毛沢東によれば、湖南自治というのは何も「精微奥妙」な事ではなく、「至粗極淺の事」であって、「ただ中央や各省に干渉・束縛されていた従前の一切の葛藤を打断して、湖南境内の事はすべて湖南人が自ら行なうことに帰するのみ」である。自治法というのも「大多数の人が議論し制定することができるのであって、そしてまた大多数の人が議論し制定した方がよい」のであり、成人となる一五歳に満ち神経病を有していない者であれば農民、労働者、商人、学生、教員、兵士、警察、乞食、女人にかかわらず皆発言権をもってると毛沢東は説いている。そうして、政治というものに対してもっていた疑いをぬぐいされば「この本領はあなたの心中に現われ、この責任はたちまちあなたの双肩にかかってくる」と、人民側の責

任の自覚を促していた。

また二八日「再び『促進の運動』を説く」^(註)において毛沢東は、「湖南自治運動」を起こすべきである」において述べた「促進の運動」という運動方針について敷衍している。実際の運動が必要であることを主張した「湖南自治運動」を起こすべきである」において毛沢東は、実際の運動には「中に入つて具体的建設をする運動」と「外に立つて促進する運動」の二種類があり、そのどちらも重要であるが、とくに「促進する運動」について「湖南自治の善し悪し成功不成功はひとえにこの運動にかかっている」と、政府を外から動かすべき人民の政治意識を呼び起こそうとしていた。「再び『促進の運動』を説く」においても、「湖南の自治は決して自然のなりゆきにまかせて成るものではない」、「どんな国の政治でも、もし野党と与党、労働の社会と政治の社会が相対していなければ、あるいは野党や労働社会の力量が与党や政治社会に対抗するに足りなければ、その国の政治は十中八九うまくいかない」と述べ、政府を「傍らで監督し背後から批評する」「促進の運動」が必要であることを説いている。

このように毛沢東には人民の政治参加に期待する心理があつた。そして、このような立場からすれば湖南憲法は人民によつて発議・制定されるべきものであろう。がしかし、「湖南共和国」論を成り立たせる心理的な側面は運動のリアリス

ムによって切り崩される。すなわち、一〇月五、六日湖南『大公報』に、新聞界・教育界など各界三七七人の連署によって『湖南革命政府』が『湖南人民憲法會議』を召集し、『湖南憲法』を制定して『新湖南』を建設せよとの建議⁵⁶（以下、「建議」と略称する）が発表された。湖南『大公報』の主筆であり建議者の一人でもある龍兼公の発言によれば、「建議」の最初の提案者は毛沢東、彭璜、龍兼公の三人であるという。自治運動に対する熱意、文章執筆の性癖、およびその文体から毛沢東が「建議」の起草者であると推定されてもいる。いずれにせよ、毛沢東がこれまで述べてきた湖南自治運動発動の主張や「全自治」の主張が「建議」末尾に組み込まれていることから考えて、「建議」の起草にあたっては毛沢東も深くかかわっていたものと思われる。

「建議」の特徴は、自治運動を理論と実際という二つの側面から考察し、とくに実際上の問題を重視するその思考法にある。「建議」は湖南自治根本法の起草について、①省政府による起草、②省議會による起草、③省政府と省議會による共同起草、④省政府・省議會・省教育會・省農會・省工會・省商會・省弁護士公會・湖南學生連合會・湖南新聞界連合會等による共同起草、の四つは、湖南憲法を制定すること自体が中華民國約法および約法に基づく法律・命令を承認しないということであるにもかかわらず約法体制下で組織された機関

が起草に加わることになり理論上成り立たないとする。第五番めの案である「個人の動議によって草案を提出し、賛成者の連署を求める」ことは「本来たいへん良いこと」ではあるが、現在は「我々が従容と坐して論じることの許されない時機」であり「現在、人民の程度はこのように低く」政府に対抗すべき力量をもっていないという實際上の問題から賛成できないとする。

そこで、「建議」は「湖南革命政府が湖南人民會議を召集し、湖南憲法を制定して新湖南を建設せよ」と主張する。「建議」は現譚延闓政府のつた一連の行動（すなわち①張敬堯政權転覆のための出兵、②湖南自治、省長民選を宣言した七月二日の通電、③九月一三日の湖南自治會議の召集）を逆手にとつてまず現譚延闓政府を革命政府とみなし、この革命政府に対して異議を唱えた個人あるいは団体が無いということ、約法体制が理論上消滅し、また実際上でも湖南人民は各々「革命軍の一分子」として約法体制から離脱を宣言したことになると運動不在の現状から逆に革命政權の成立を論証している。これは譚延闓政權に対すると同時に湖南人民に対する痛烈な批判であると思われる。また、「革命政府の首領はすなわち一人の人民である」とみなすことによって、現革命政府が湖南人民憲法會議を召集することは個人の動議による憲法草案起草という理論と合致し、かつ実際に実行できると説明

している。とはいえ、注意すべきこととして、人民憲法会議代表の召集方法として実質上は省郡の住民、習慣上は元からあつた省議会・省教育会・省商会・省農会・省工会・学生会連合会・教職員連合会・新聞界連合会・弁護士公会等の各団体の意見をとり入れ、かつ、①直接・平等の普通選挙、②五万人毎に代表一人を選出する、という二つの条件が少なくとも必要であると述べている。ここには、省政府または省議会議長の憲法制定の動きに対抗して人民主体の憲法制定を現時点で可能な限り有効に進めようとする「建議」のリアリズムがあらう。

こうして、革命政府にはなく人民憲法会議に憲法起草の権限を付与し、具体的には人民憲法会議から選出された「相当の人数」によつて憲法草案を起草させ、人民憲法会議の議決によつて草案を正式の憲法とし、湖南憲法会議全代表の名義で公布するよう「建議」は提案する。がしかし、すでに「現在、人民の程度はこのように低く」とみなした「建議」は、議決後の「全省人民の総投票」による批准について実際上の問題から否定している。すなわち、①「三千万人のひとりひとりが湖南憲法に対して自己の賛否の意見を表わす一票を投じることができたらば、この憲法は三千万人と関係を生じることになり、大きな教育的意味がある」、②「憲法会議の議決をへ、さらに全人民の総投票による批准をへた湖南憲法は、

そこでどうにか深く根を下ろす」という二つの理由から総投票が必要であるとする意見に対して「建議」は、「本来、根本から賛成である」のだが、総投票による批准には八カ月ないし十カ月かかることになり、遅くとも六カ月以内に湖南憲法を制定・公布しなければ時機を失するという実際上の問題からこれを否定している。

「建議」が実際上の問題を重視する背景には、「駆張ののち、人事つまづき、落葉寒に驚き、歲月晏んとす」るに「群衆は悠忽、闐然として声なし」といった状況認識があつたからと思われるが、もし毛沢東がこの「建議」を受け入れたとするならば（そして受け入れたのであるが）、ここに「湖南共和国」論はその心理において切り崩されたと言ふことができよう。というのも、「湖南共和国」論には国際・国内両面の政治状況について湖南人の覚醒を期待する毛沢東の心理が内包されていたのであるが、期待の裏返しにある民衆の声なき状況を明言したときに「湖南共和国」成立の根柢は消滅すると思われるからである。そして確かに毛沢東は、「建議」の示す憲法制定の方法が現実のものとならず運動が失敗に終わったのちの一二月二五日付の向警予宛書簡⁽⁹⁾において述べているように、「一年以来、小生や彭瓚らも間接的に尽力せしも、大効なきは、教育いまだ行なわれず、民智ひらかれず、多数の湘人なお睡夢にあればなり」、「湖南人の頭が明晰ならず、理想なく、

大計なきこと、数カ月来すで見通せり」と状況悲観の原因を湖南人の蒙昧に帰している。かくて、前節で見たようにその倫理において切り崩されていた「湖南共和国」論はここにその心理をも失う。

がしかし、具体的な運動のリアリズムが破れてのち再び革命のユートピアニズムが生まれるのも逆説的ではあるが事実である。毛沢東はつづけて述べている。「政治界の暮気はすでに深く、腐敗はすでに甚だしく、政治改良の一途は絶えて希望なしと謂うべし。吾人ただ、一切を理せず、別に道路を辟き、別に環境を造るの「一法あるのみ」とはいえ、このユートピアニズムにはリアリズムの契機が含まれている。一二月一日付の蔡和森宛書簡において毛沢東は、現実には革命が成功したロシアの例にならって社会主義の原理と方法による中国の改造をはかるべくまず共産党の組織化を主張する蔡和森の意見に賛同を表明し、また一九二二年一月二一日付の蔡和森宛書簡においては、「唯物史観は吾が党の哲学の根拠である」と述べている。⁽⁹⁾すなわち、その倫理と心理が一度は切り崩された「湖南共和国」論は、主義と党組織のあるロシアとは違って中国の場合二〇年以内の「徹底的な総革命」は不可能であるとしたまさにその論理において、現実には主義と党組織を準備することに応じて新たな理論的展開を示す可能性をもつてあろう。というのは、憲法制定の運動自体が、動かしがたい

現実を前提にして生まれるユートピアとは異なり、動きはじめた現実という認識をもとにして生まれるのであるが、そうであればこそ、理論は現実の展開状況に拘束されるからである。それゆえ、新たに生まれた革命のユートピアニズムはリアリズムを含んだそれ、すなわち進歩的ロマン主義である。⁽¹⁰⁾

ところで、「建議」は「湖南人民憲法会議」の名称について「国民」ではなく「人民」、「自治法」ではなく「憲法」とした理由についてそれぞれ、「湖南がなお未だ建国を決定、宣告しないうちは、『国民』という二字には『中国国民』と混同されたり、あるいは無根拠の嫌いがある」、「湖南が現在必要としている自治法は、アメリカの州憲法やドイツの邦憲法に相当する」からであると述べている。「建議」では、「中国は現在四分五裂しており、いつ全国的な総憲法ができるか分らない。実際には、おそらくまず各省の分憲法があつて、その後にはじめて全国的な総憲法ができるであろう」という現状認識と将来構想があつた。この現状認識は「湖南共和国」論と通じているが、将来構想は異なっている。この点について、「湖南独立論」説では、毛沢東個人の考えとは異なるが、省憲法制定は「全自治」をめざしている点で「湖南共和国」の独立（そして世界的な「徹底的な総革命」へと至る路線）が毛沢東によって断念されたわけではないと捉えられ、連邦制

中国論」説では、湖南が国家としての名目を捨て、またアメリカやドイツの連邦国家における「州憲法」「邦憲法」をモデルとしていることから、毛沢東の「湖南共和国」論は連邦制中国論に収斂していったものと捉えられている。

湖南「国民」ではなく湖南「人民」憲法と表記することは、毛沢東にとつて、「全自治」（すなわち主権国家としての実質をともなつた湖南独立）が確保される限りで名を捨て実を取る運動のリアリズムによるものであつたと思われるが、しかし、毛沢東の言う「徹底的な総革命」は中国国内での総革命を意味しており世界的なものではない。とはいへ、当時の毛沢東の立場は明確に中国の国家的統一には反対するものであつた。それゆえ、前節で述べたように毛沢東の「湖南共和国」論は国家連合による国家結合であると思われる。したがつて、国家連合から連邦国家に移行したアメリカやドイツをモデルとすることも、四分五裂の状態にある中国は直ちに国家的統一をはかることができないという現状を前提にしてはじめて受け入れることができるものであつたろう。と同時に、当時の毛沢東には、たとえばアメリカ合衆国の連邦制が南北戦争というまさにウルティマ・ラチオとしての物理的強制力の行使を通じて維持されたように、国家的統一は政治的な作為によって達成されるという近代的な觀念が欠落していた。たとえば一〇月三日「『全自治』と『半自治』」において毛沢

東は、連邦制を主張する劉春仁の意見に対して、「中国は現在邦がないのどこから連を言い出せるのか。しばらくはただ邦を造る努力があるのみで連を言つてはいけない。ドイツやアメリカは先に邦があつて後によりやく相互に連合したのである。邦が造られれば連はただ自然の結果である」と述べている。同じように、「全国的な総憲法」の制定も毛沢東にとつては作為としての国力的統一ではなく、各省の独立と憲法制定をへた後の「自然の結果」すなわち自然調和的なものとして受け取られていたのであろう。要するに、毛沢東にとつて「建議」を受け入れることは連邦国家化による国家的統一を将来構想とすることを意識的には意味しておらず、国家連合構想としての「湖南共和国」論はまだ消滅してはいないのであつた。

それゆえ、一〇月一〇日の双十節に湖南憲法の早期制定を要求すべく行なわれた市民街頭デモ（このデモは、湖南学連の招請によつて一〇月七日に開かれた各界連席會議でその挙行が決定され、学連内部に事務所が設置された）において配られたピラの中には次のように書かれたものもあらわれた。⁽⁶⁾
 「国家は大きいほど良くない。国家は小さいほど良い。世界のすべての大国は、いまや分割されて小国になりつつある。……われわれの湖南は、最も確実に国家の地位を有している。湖南よ、独立せよ。湖南万才。」また、「われわれは、全員が

立ち上がって、自己の責任を負担せよ。憲法を確定せよ。湖南の国家を建立せよ。恒久平和。恒久の幸福。」と。そして、一〇月一〇日「反対統一」⁽⁶⁶⁾において毛沢東も、基礎のない中国において「現在唯一の救済方法は中国を解散し統一に反対することである」、湖南や広東のように革命政府によって人民憲法会議を召集して憲法を制定し新湖南、新広東を建設するという方法こそが「各省自治の模範を打ち建てる」ことができ、実に「国」の性質があり、一種の『全自治』を実行できるので、最も希望がある」と、「建議」の示す方法による憲法制定が国家としての実質をともなった自治の在り方であることを述べている。したがって、毛沢東の「湖南共和国」論を含め湖南建国の要求は「建議」を受け入れたことではまだ消滅していない。しかし、すでに述べたように、毛沢東の「湖南共和国」論は「建議」を受け入れたことでその心理を失ったという意味合いにおいて切り崩されていたのである。

五 おわりに

一〇月二日自治期成会の招請によつて各公団連席会議が開かれ、自治期成会等六団体は省議会在憲法起草にあたることを提案、表決を要求したが、毛沢東、龍兼公ら代表制憲請願団と新聞界連合会は表決への不参加を表明した。すでに毛

沢東の「湖南共和国」論は、現実の自治運動を展開する中で要請される運動のリアリズムによつて、その世界主義的な性格をもつ倫理と、人民の政治参加に期待する心理とが切り崩されていたのであるが、譚延闓政府を革命政府とみなすことによつて人民による憲法起草が成立すると考えた毛沢東の憲法制定の計画それ自体もここに失敗に終わったのである。翌二三日に行なわれた街頭デモでは、各公団勢力を糾合して、「一万人近く」が参加した双十節デモとは違い、「千人弱」の学生が参加したに過ぎなかった。⁽⁶⁶⁾

湖南五四運動の具体的な発現として展開した駆張運動と自治運動という二つの運動について毛沢東は次のような総括を行なっている。「私が思うに去年の駆張運動と今年の自治運動は私たちにしてみれば確かに実行すべきような政治運動ではなかった。私たちがこの二つの運動を行なったことの意義は、駆張運動はただ張敬堯という耐えることのできない強権者に簡単に反抗したということであり、自治運動はただ特に一つの方法（湖南憲法）を定めることのできる湖南に比較的よい環境を造り出し、このような環境の中で私たちの具体的な準備工夫を実現することを簡単に希望したということである。徹底して言えば、この二つの運動はただ目前の環境に対処する一種の適宜的な計画であり、決して私たちの根本の主張ではなく、私たちの主張ははるかこれらの運動の外にある」と。⁽⁶⁷⁾

毛沢東の「湖南共和国」論は、運動のリアリズムのために毛沢東自身によってその倫理と心理とが切り崩されることによって成立の可能性を失い、また駆張と自治という二つの運動は「目前の環境に対処する一種の適宜的な計画」であると毛沢東自身によって弁明されたのであるが、このことは逆に、実際の運動を重視するリアリズムを毛沢東が獲得したことをも意味する。したがって、青年毛沢東の「世界観の転変」もこのリアリズムの獲得という意味合いにおいて果たされたものと思われる。それゆえ、「運動の外」にあるという「根本の主張」がもつユートピアニズムはリアリズムの契機を含んだ進歩的ロマン主義の立場となるであろう。

註

- (1) フランクリン・L・パウマー『近現代ヨーロッパの思想―その全体像―』鳥越輝昭訳、大修館書店、一九九二年、三八〇―三八一頁、参照。
- (2) 丸山真男「戦後日本のナショナルリズムの一般的考察」日本太平洋問題調査会訳編『アジアの民族主義―ラクノウ会議の成果と課題―』(岩波書店、一九五二年)所収、丸山真男「増補版 現代政治の思想と行動」(未來社、一九六四年)一五六頁以下、参照。
- (3) 小島祐馬『古代中国研究』(平凡社、一九八八年)の「徳化主義と世界主義」の節、また金観清・劉青峰『中国社会の超安定システム―「大一統」のメカニズム―』若林正丈・村田雄二郎訳、研文出版、一九八七年、参照。ただし、清朝を分権国家とみる板野正高

『近代中国政治外交史』東京大学出版会、一九七三年、参照。

- (4) 石川忠雄「清末及び民国初年における連邦論と省制論」慶応塾大学『法学研究』第二四巻第九・一〇号(一九五一年) Jean Chesneau, "The Federalist Movement in China, 1920-3" in Jack Gray, eds., *Modern China's Search for a Political Form*, H. M. Wright, trans., Stanford University Press, 1969. Philip A. Kuhn, "Local Self-government under the Republic: Problems of control, autonomy, and mobilization", in Frederic Wakeman, Jr. and Carolyn Grant, eds., *Conflict and Control in Late Imperial China*, University of California Press, 1975. 胡春惠『民初的地方主義与連省自治』正中書局、中華民國七二年、参照。

とくに湖南については、清水稔「湖南における辛亥革命の一断面について―会党と立憲派を中心として―」『東方学』第四七号(一九七四年)、同「湖南立憲派の形成過程について」『名古屋大学東洋史研究報告』第六号(一九八〇年)・曾田三郎「辛亥革命における湖南独立」『広島史学研究会』史学研究』第一三三号(一九七六年)・Angus W. McDonald, Jr., *The Urban Origin of Rural Revolution: elites and the masses in Hunan province, China, 1911-1927*, University of California Press, 1978. 参照。

- (5) 蔣竹如「湖南学生的反日駆張斗争」中国革命博物館・湖南省博物館編『新民学会資料』人民出版社、一九八〇年、所収、参照。また、毛沢東については高菊村・陳峰・唐振南・田余糧『青年毛沢東』中共党史資料出版社、一九九〇年、季銳『早年毛沢東』遼寧人民出版社、一九九三年(これは『毛沢東の早期革命活動』湖南人民出版社、一九八〇年の修訂本である)、中共中央文献研究室編『毛沢東年譜』一九八三―一九四九』全三巻、人民出版社・中央文献出版社、

一九九三年、参照。

(6) 新民学会については、宋斐夫『新民学会』湖南人民出版社、一九八〇年、参照。

(7) 湖南における五四運動については、塚本元『中国における国家建設の試み—湖南一九一九—一九二一年—』(東京大学出版会、一九九四年)の第二章第一節「湖南における五四運動」、清水稔『湖南五四運動小史』京都大学人文科学研究所共同研究報告「五四運動の研究」第五函第一六冊、同朋社、一九九二年、参照。湖南五四運動の主たる担い手を、前者は省エリート、後者は学連を中心とする学生や知識人と捉えている。また、広範な運動を組織するため湖南学連の発起によって七月九日成立した湖南各界連合会の基礎組織「救国十八団」について、小野信爾「救国十八団運動の研究」前掲「五四運動の研究」第四函第一三冊、同朋社、一九八七年、参照。

(8) 蔣竹如前掲「湖南学生の反日駆張斗争」五八二頁。

(9) 拙稿「初期毛沢東と国際関係—文化的世界主義から政治的世界主義への条件—」(『社会文化史学』第三二号、一九九三年九月)、「初期毛沢東のロマンティック・フェミニズム—趙女士自殺事件をめぐる論争について—」(『筑波法政』第一七号、一九九四年三月)、参照。

(10) 清水稔前掲書、六三頁。

(11) 唐耀章「湖南学界駆張運動前後」前掲『新民学会資料』五五六頁。

(12) 駆張運動に結集した人民諸階層のなか労働運動については、古厩忠夫「中国における初期労働運動の性格—五四運動期の湖南省を中心に—」『歴史評論』第二七五号(一九七三年四月)および第二七六号(同年五月)、同「省憲法体制下湖南の労働運動と統一戦線」

野沢豊編『中国国民革命史の研究』(青木書店、一九七四年)所収、Linda Shafer, *Mao and the Workers: The Hunan Labor Movement, 1920-1923*, M. E. Sharpe, 1982. 参照。

(13) 五四運動の「継承」問題としての駆張運動については、嶋本信子「五四運動の継承形態—湖南の駆張運動を中心に—」『歴史学研究』第三五五号(青木書店、一九六九年二月)、横山英「五四運動の思想とその継承」『歴史学研究』第三六二号(青木書店、一九七〇年七月)、参照。

(14) 周世钊「湘江の怒吼—五四前後毛沢東同志在湖南的革命活動」前掲『新民学会資料』四二三頁。

(15) 一九二〇年六月三日付の毛沢東・彭璜宛て易礼容の書簡に対する毛沢東の按語、前掲『新民学会資料』九二頁。「去年在京」の時のことであるから、毛沢東が北京に到着した十二月十八日以降二週間以内の陳紹休の発言であろう。ただし、陳紹休は北京での毛沢東の駆張諸願活動に名を連ねている。

(16) 「新民学会会務報告」第一号(民国九年冬刊)前掲『新民学会資料』八頁。

(17) 汪澍白・張慎恒「青年毛沢東世界觀的転変」『歴史研究』一九八〇年第五期、李吉・王興国「從湖南自治運動看青年毛沢東世界觀的転変」『求索』一九八一年第二期、黄国秋「論青年毛沢東完成世界觀転变的時間—兼評一九二〇年湖南自治運動」『党史研究』一九八二年第一期、参照。

(18) 註(15)に同じ。

(19) 「湖南旅京公民毛沢東等反对張敬堯私約売鉱的呈文」一九一九年二月二七日。前掲『新民学会資料』所収。

(20) 「湘人对于張敬堯運烟種之公憤」『申報』一九二〇年一月六日。

初期毛沢東の自治運動論

前掲『新民学会資料』所収。

(21) 「湘人控張敬堯十大罪」「民国日報」一九二〇年一月一日。竹内実監修『毛沢東集補巻 第九巻』蒼蒼社、一九八五年、所収。

(22) 塚本元前掲書、八二頁、参照。

(23) 一九二〇年三月二日付の黎錦熙宛書簡。竹内実監修『毛沢東集補巻 第一巻』蒼蒼社、一九八三年、所収。

(24) なお北京滞在中の一九二〇年一月に毛沢東が参加した少年中国学会について、伊原沢周『少年中国学会』と毛沢東「追手門学院大」『東洋文化学科年報』第八号（一九九三年）参照。

(25) 毛沢東「湖南人再進一步」『時事新報』一九二〇年六月一日。前掲『毛沢東集補巻 第九巻』所収。

(26) 「湖南改造促进会発起宣言」『申報』一九二〇年六月一日。前掲『毛沢東集補巻 第九巻』所収。一九二〇年六月三日付の毛沢東・彭璜宛て易礼容の書簡（前掲『新民学会資料』所収、九〇頁）において「数日前あなたがたが発表した改造促进会宣言を読んだ」と書かれていることから、毛沢東・彭璜らが起章したと推定される。

(27) 「湖南改造促进会復會書」『申報』一九二〇年六月二七日。これは「湖南改造促进会对于『湖南改造』的主張」と改題して湖南『大公報』一九二〇年七月六日、七日に連載された。前掲『新民学会資料』所収。毛沢東「打破没有基礎的大中国建設許多的中国從湖南做起」(湖南『大公報』一九二〇年九月五日)において「私は湖南改造促进会が曾毅に答える書の中で述べた」と書かれていることから、毛沢東が起章したと推定される。

(28) 毛沢東「湖南建設的根本問題—湖南共和国」湖南『大公報』一九二〇年九月三日。湖南『大公報』ではこの日「湖南建設問題」欄が特設され、毛沢東が議論の口火を切ったのである。「湖南共和国」

論をめぐる議論の展開については、齋藤道彦「湖南共和国論—中国二十七分割構想—」『中央大学論集』第六号（一九八五年三月）参照。

(29) 毛沢東「打破没有基礎的大中国建設許多的中国從湖南做起」湖南『大公報』一九二〇年九月五日。

(30) 毛沢東「絶対賛成『湖南們羅主義』」湖南『大公報』一九二〇年九月六日。

(31) 兼公「湖南『門羅主義』」湖南『大公報』一九二〇年九月五日。ただし、アンガス・マクドナルドが指摘しているように、モンロー主義は、アメリカ合衆国にはなくラテン・アメリカへのヨーロッパ諸国の圧迫・干渉に対するアメリカ合衆国の警告であった。

Angus W. McDonald, Jr., "Mao Tse-tung and the Hunan Self-government Movement, 1920: An Introduction and Five Translations," *The China Quarterly*, No. 68 (December 1976), p. 758.

(32) 毛沢東「湖南受中国之累以歴史及現状証明之」湖南『大公報』一九二〇年九月六日、七日。

(33) 竹内実「初期における毛沢東」竹内実・和田武司編『民衆の大連合—毛沢東初期著作集』講談社、一九七八年、四六八頁。

(34) たとえば、池上貞一「毛沢東と湖南共和国」(アジア政経学会「アジア研究」第二六巻第二号、一九七九年七月、池上貞一「現代中国政治と毛沢東」法律文化社、一九九一年、所収)では、「民族自決に代えて、中国では各省自決を主張し、民族自決がその民族の国家的独立を認めるのと同様に、中国の各省の独立を主張しているのである」(三六四頁)、(毛沢東の予測した「徹底的な総革命」について)「それは一〇年二〇年の後に独立した各省がただ単に連合して中華連邦共和国を形成するというのではないであらう。毛沢東は一〇

年二〇年後には、恐らく全世界的な総革命によって、全世界的に大同の世界が実現するであろうと言いたかったのである」(三六六頁)と説かれている。

また、笹川裕史「一九二〇年代前半の湖南省政民主化運動―省憲法構想をめぐって―」(横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、一九八五年、所収)では、「ここでは中国の数千年の戦乱の原因を『大國主義』に求めて、中国の『二三行省・三特区・二藩地』あわせて二七地区を二七國家に分割することが短絡的に構想され、その一環として湖南共和国の建設が主張されており、さらに『中国』という國家觀念そのものを否定することが呼びかけられている。また、こうした湖南共和国の建設、『中国』の小中国への分割は、これにとどまるものではなく、國家の境界を打破し國家思想を打破して成立する『世界大同』の將來における実現のための必要不可欠な一過程として位置づけられている」(一八五頁)と説かれている。また、笹川裕史『湖南省における省自治運動と省憲法構想』(『広島大学東洋史研究室報告』第五号(一九八三年九月)五頁、参照)。(35) たとえば、齋藤道彦前掲『湖南共和国論―中国二十七分割構想―』では、「連邦制中国構想との区別は明確ではなく、むしろ『二十七の小中国』を経ての『大中国』という展望であった可能性がある。が、同時に、『地方自治』でなく『國』という表現が用いられたために、その後の彭璜・張文亮らの独立湖南建設論に道を開く役割を果す」(五頁)、「当面の問題としては、毛沢東の主張は湖南建國論者と接点を持ちつつ、將來構想としては連邦制中国論者とも接点を持つという二面的性格の議論となつてゐる」(一五頁)と説かれている。

また、塚本元前掲『中国における國家建設の試み―湖南一九一九

―一九二二年―』では、「毛の主張は中國全体を單位とする國家建設を否定するものではまったくなく、むしろ中國の現状を前提に、省單位の『建國』を先行させることで、究極的には中國全体を單位とする國家建設―徹底的な總革命の實行―をめざすものであつた。毛沢東にとつては、湖南國の主張は、中國を單位とする國家建設のための現状適合的な、いわば次善の策として位置づけられるものであつたと言ひうるであらう。従つて、毛の主張と一般的な連省自治のビジョンとの相違点は、各省が連邦制國家内部の自治を實行するのか、それとも当面獨立國を建設するのかの相違の一点にのみ絞られることになる。連省自治のビジョンにおいては各省に強力かつ広範な自治權を認めることが予定されていたから、『湖南國』創設という主張から一見して受ける印象とは異なり、兩者の相違は實質的にはそれほど大きなものではなかつたのである」(二一八頁)と説かれている。

(36) 連邦國家原理とは異なる國家連合原理については、さしあたりG・イエリネク『一般國家學』芦部信喜他訳、昭和四九年、第二版昭和五一年、六一五頁以下、参照。

(37) 毛沢東『全自治』与『半自治』湖南『大公報』一九二〇年一〇月三日。

(38) 蕭廷中『毛沢東早期『湖南共和國』思想攷議』『近代史研究』一九八六年第三期、一三三頁、参照。ただし毛沢東は同じく『全自治』と『半自治』において、「我々の『湖南國』を主張する者は別に字面の上で湖南省の『省』の字を『國』の字に改めねばならないというのではない」とも述べている。ここには自治運動の現實的展開において名目を捨てても實質を取らうとする毛沢東のリアリズムがあると思われる。

(39) 彭璜「怎麼要立湖南『國』」湖南『大公報』一九二〇年九月三日—二十六日。彭璜の言う「完全地方自治」も、毛沢東の言う「全自治」と同じく、国家としての実質をそなえた省自治を意味するものである。自治に関する議論の中に「湖南國」建設論を組み込むために生まれた表現であると思われる。なお、「全自治」という言葉の使用は毛沢東より彭璜が早い。

(40) 張文亮「天経地義的『湖南國』」湖南『大公報』一九二〇年九月二十七日。

(41) ヴィクトル・ユーゴー「クロムウェル序論」『ユーゴー全集 復刻版 第四卷 戯曲』本の友社、平成四年、一八四頁、参照。パウマー前掲書、四〇〇頁から再引用。たとえば、彭璜が、湖南には「独立の『民族性』」があるとして、「湖南國」建設を主張しつつも世界大同の理想を説いているのは、一方で国民主義の理論的基礎を与えたロマン主義が他方で個を超える全体への希求を見せているのと通底しよう。彭璜前掲論文、参照。

(42) たとえば、池上貞一前掲「毛沢東と湖南共和國」では、「彭璜が湖南学連の指導者として、張駆逐運動および湖南自治運動を毛沢東と共に指導してきたこと、また張文亮は同年九月から一二月にかけての彼の日記からすれば、その当時、毛沢東から信頼されていたし、毛、彭、張の三人がこの期間比較的ひんばんに接触していた点からしても、かれら三人の思想が対立していたとは考えられず、むしろ湖南共和國樹立に関しては毛沢東も彭、張と大筋においては同じ考え方によっていたと見るべきであろう」(三六八—三六九頁)と説かれている。

(43) アンガス・マクドナルドは毛沢東が左派の彭璜に批判されたことを述べている。ただし、のちに毛沢東が自治運動当時モンロー主義を

支持していたことをエドガー・スノーに語った点をあげて「彼はアンチ彭璜ではなかった」とも述べている。すでに行論中に見たように、毛沢東は当時たしかに湖南モンロー主義に絶対賛成していた。

Angus W. McDonald, Jr., *op. cit.*, pp. 158-159. エドガー・スノー「増補決定版 中国の赤い星」松岡洋子訳、筑摩書房、一九七五年、一〇五頁、参照。齋藤道彦前掲「湖南共和國論—中国二十七分割構想—」では、註(42)に引用した池上説に対して、「その根拠は、3人が親しい関係にあったというものであるが、人間関係が親しくても、実際に毛沢東と彭璜、張文亮の文章の間に不一致が認められる以上、この判断には無理がある」(九頁)と説かれている。

(44) 一九二〇年一月二十五日付の向警予宛書簡。前掲「新民学会資料」七五—七六頁。

(45) 一九二〇年一月二十五日付の張国基宛書簡。前掲「新民学会資料」一一〇—一一一頁。

(46) 一九二〇年二月一日付の蔡和森宛書簡。前掲「新民学会資料」所収。もちろんこれは一国社会主義論が出される以前のことであるが、毛沢東はまた「人民民主主義独裁について」(一九四九年六月三〇日)においても、社会主義・共産主義の社会を「世界の大同」と表現し、対外的には「ソ連と連合、人民民主主義諸国と連合し、その他各国のプロレタリアートおよび広範な人民と連合して、国際的な統一戦線を結成すること」が中国革命の勝利によって得られた結論であると述べている。「毛沢東選集」第四卷、外文出版社、一九六八年、所収、参照。

(47) 大同については、侯外廬主編「中国歴代大同理想」科学出版社、一九五九年、参照。進歩的ロマン主義については、ルードヴィヒ・マルクレーゼ「反動的ロマン主義と進歩的ロマン主義」蘭田宗人・深

見茂編『ドイツロマン派全集一〇巻 ドイツロマン派論考』(図書刊行会、一九八四年)所収、拙稿「初期毛沢東のロマン主義」『筑波法政』第一六号(一九九三年三月)、参照。

(48) 塚本元前掲書、一一九頁、参照。

(49) 中国共産党機関誌『瀋陽』二八期(一九九三年五月二三日)「長沙通信」古厩忠夫前掲「省憲法体制下湖南の労働運動と統一戦線」一八二頁による。また、塚本元前掲書の第三章第三節「連省自治の政治的意味」参照。

(50) 「湘人治湘」については、齋藤道彦「湘人治湘問題」『中央大学百周年記念論文集(経済学部)』一九八五年、参照。

(51) 「相対的妥協」については、梅本克巳・佐藤昇・丸山真男『戦後日本の革新運動』(現代の理論社、一九八三年)の中の丸山氏の発言(二〇五頁)を参照。

(52) 毛沢東「湖南自治運動」應該発起了」湖南『大公報』一九二〇年九月二六日。

(53) この点、齋藤道彦前掲「湖南共和国論——中国二十七分割構想——」において「地方自治構想、連邦制中国構想、湖南建国構想という三方向への『理論』上の分岐が起っているにも拘らず、毛沢東はそれに頓着なく、『運動』方面に関心をずらしている」と述べられているのは、ある意味で正しい。毛沢東の思考法では理論よりもむしろ実際の運動に比重があろう。

(54) 毛沢東「釈疑」湖南『大公報』一九二〇年九月二七日。

(55) 毛沢東「再説『促進的運動』」湖南『大公報』一九二〇年九月二八日。

(56) 「由『湖南革命政府』召集『湖南人民憲法會議』制定『湖南憲法』以建設『新湖南』之建議」湖南『大公報』一九二〇年一月五日。

初期毛沢東の自治運動論

六日。

(57) 一〇月八日に開かれた建議人による全体大会での発言。昨日建議召集人民憲法會議之大会議」湖南『大公報』一九二〇年一〇月九日。この全体大会において毛沢東は主席に選ばれ、人民憲法會議の選挙法要点と組織法要点が議決された。両要点の内容は湖南『大公報』一九二〇年一〇月九日、邦訳は池上貞一「毛沢東と湖南公民制憲運動——王無為編著『湖南自治運動史上編』(上海泰東図書局、民国九年十二月発行)より——」『愛知大学国際問題研究所紀要』第六四号(一九七八年二月)参照。

(58) 前掲「民衆の大連合——毛沢東初期著作集——」八四頁の竹内実氏の解題を参照。

(59) 一九二〇年一月二五日付の向警予宛書簡。前掲「新民法會資料」七五—七六頁。

(60) 一九二〇年二月一日付および一九二一年一月二一日付の蔡和森宛書簡は、前掲「新民法會資料」所収。

(61) ロマン的世界はユートピアとは異なり、ロマン主義精神には「実在の探求」があることについては、カトル・シュミット『政治的ロマン主義』大久保和郎訳、みすず書房、一九七〇年、八九頁、参照。

(62) 池上貞一前掲「毛沢東と湖南共和国」三七—三二二頁、齋藤道彦前掲「湖南共和国論——中国二十七分割構想——」一六頁、参照。

(63) 毛沢東「全自治」与「平自治」湖南『大公報』一九二〇年一〇月三日。

(64) 当日配付されたチラシがThe North-China Heraldの一九二〇年一〇月二三日号に記事として掲載されている。池上貞一「一九一九—二〇年の湖南——The North-China Heraldの記事より——」『愛知大学国際問題研究所紀要』第四二号(一九六七年二月)、参照。

(65) 毛沢東「反対統一」、『時事新報』副刊『学灯』双十節増刊、一九二〇年一〇月一〇日。前掲『毛沢東集補巻 第九巻』所収。

(66) 塚本元前掲書、一一五―一一八頁、参照。その趙恒惕省長によつて一九二一年四月二一日湖南省憲法草案が公布され、一九二二年一月一日に湖南省憲法が公布された。以後の状況については、笹川裕史「国民革命期における湖南省各級人民會議構想」および「一九二〇年代湖南省の政治変革と地方議會」広島史学研究会『史学研究』第一六八号（一九八五年）、第一七一号（一九八六年）、塚本元「軍閥期」中国における政軍關係―省憲法下湖南の事例をめぐつて―、日本政治学会編『近代化過程における政軍關係』岩波書店、一九八九年、参照。

(67) 一九二〇年六月三日付の毛沢東・彭璜宛て易礼容の書簡に対する毛沢東の按語、前掲『新民学会資料』九一頁。

（社会科学系助手）